

地域移行支援型ホームについての調査結果

病棟転換型居住系施設について考える会
全国精神障害者地域生活支援協議会 共同調査

調査期間：2015年6月5日～19日

調査対象：都道府県（47）、政令市（20）、中核市（45） 計：112自治体

回収数／回収率：都道府県（43／91.5%）、政令市（14／70.0%）、中核市（35／77.8%）

計：92自治体／82.1%

- 本集計は、全都道府県・政令市・中核市への調査依頼に対し、2015年8月7日現在において回答のあったところについて集計したものである。今回回答が得られていない自治体についても、引き続き状況の把握を続けていく予定である。
- 【質問1】について、質問時において想定した回答は「1. 条例改定を行った」か「2. 条例改定を見送った」の2種であったが、回答内容により、下記の整理を行った。
 - (1) 条例の規定が、『厚生労働省令に準じる』旨の内容となっているために、「条例の改定を必要とせず、省令に連動して自動的に改定されることとなる」という自治体があった。これについては、実質的には条例改定が行われたことと同義になるため「1. 条例改定を行った」に区分したうえで、「内、「省令準拠」が条例の規定」とした。（12自治体）
 - (2) 「2. 条例改定を見送った」としながら、「すでに定めている独自の条例において病院敷地内へのグループホーム設置が可能」との自治体については、新たに「3. 独自条例により設置可能」の項目を設け、そこに区分した。（2自治体）
 - (3) なお、「独自の条例において病院敷地内へのグループホーム設置が可能」としている自治体の中に、条例改定により地域移行支援型ホームを位置づけたところは、回答通り「1. 条例改定を行った」とした。（1自治体）

《集計結果》

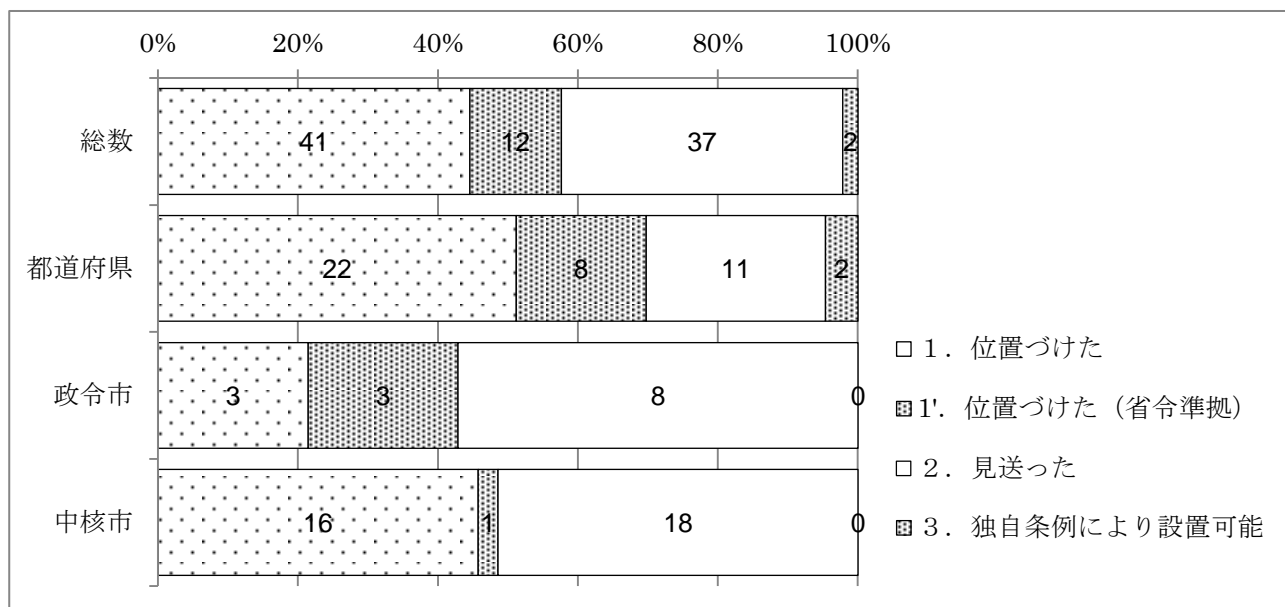
- 都道府県・政令市・中核市の全 112 自治体から回答を得た 92 自治体（回収率 82.1%）のうち、地域移行支援型ホームを新たに条例に位置づけた自治体は 41 自治体（44.6%）、当該事業を位置づける条例改定を見送った自治体は 37 自治体（40.2%） であった。
なお、条例の規定自体が省令に準拠することとされているため、条例改定の手続きを要さず自動改定となるところが 12 自治体（13.0%） あった。
- 地域移行支援型ホームの特例を設ける条例改定の状況を種類別にみると、都道府県では 51.2%にあたる 22 自治体が条例改定を行ったのに対し、政令市では回答数の 57.1%にあたる 8 自治体が改定を見送っている。また、中核市でも、改定した 16 自治体（45.7%）に対し、改定を見送ったところが 18 自治体（51.4%）と、拮抗しながらも半数を超えている。
- 例外的ではあるが、すでに独自に制定している条例において、病院敷地内へのグループホーム設置を認めているところが、3 自治体（岐阜県、兵庫県、姫路市）あった。ただし、姫路市については新たに地域移行支援型ホームの特例を位置づけている条例改定を行っていることから、本調査における集計上は「条例改定により位置づけた」に区分した。
なお、これら 3 つの自治体ともに、病院敷地内グループホームは設置されていない。
- 条例改定を行った（自動改定を含む）ところと独自条例により病院敷地内グループホームの設置を可としているところ（計 55 自治体）に対し、地域移行支援型ホームの整備計画についてたずねたところ、今年度中の計画があるとした自治体はなかった。
ただし、相談や問い合わせ等はあるというところが 3 自治体（山形県、福島県、名古屋市）、現在協議に入っているところが 1 自治体（愛媛県）、回答を差し控えるのとところが 1 自治体（埼玉県） あった。
- 回答のあった全自治体における「地域移行型ホーム」（従来制度における病院敷地内グループホーム）は、21 自治体（22.8%）に 26 か所（総定員数 346 名）であった。

【質問 1】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に係る貴自治体の条例において、厚生労働省令に位置づけられた「病院の敷地内における指定共同生活援助事業等経過的特例（地域移行支援型ホームの特例）」の取り扱いについてお尋ねします。

1. 今年度の条例改定において「地域移行支援型ホームの特例」を位置づけた。
2. 今年度の条例改定において「地域移行支援型ホームの特例」は見送った。

【回答】

	総数	回答数	1. 位置づけた	1'. 位置づけた （「省令準拠」が 条例の規定）	2. 見送った	3. 独自条例に より設置可能
計	112	92	41 (44.6%)	12 (13.0%)	37 (40.2%)	2 (2.2%)
都道府県	47	43	22 (51.2%)	8 (18.6%)	11 (25.6%)	2 (4.7%)
政令市	20	14	3 (21.4%)	3 (21.4%)	8 (57.1%)	0
中核市	45	35	16 (45.7%)	1 (2.9%)	18 (51.4%)	0



【質問4】 その他、精神科病院敷地内への居住施設の設置についてのお考え、方針について、ご自由にお書きください。

- 地域移行支援型ホームの設置自体が悪いとは、考えていない。設置・運営のルールをどのようにしていくかを議論すべきで制度を否定するものではない。院外で生活できる人は退院することが当然であるが退院の困難な人たちにもより地域に近い環境で生活ができるような枠組みを検討すべき。県として推進はしていないが、設置を希望する医療機関があればより良い運営方法を検討していきたいと考える。【質問1の回答：1】
- 精神科病院の設置環境をここに見ると、地域との交流が期待できない病院も見られる。このような環境下で居住施設としてグループホームの設置を認める事は制度の趣旨にそぐわないものであると考える。一方「地域移行型ホーム」については、①2年間の利用年限があり、居住が経過的なものであること。②病床削減が条件として求められること。③利用期間中も地域移行に向けた段階的な制度であると理解している。そのため精神科病院の選択肢として、国が示した方針でもあり、条例改正したものである。【質問1の回答：1】
- 地域移行支援型ホームは地域社会への段階的な移行を可能とする手段の一つである一方で、病院による患者の抱え込みとなる懸念も示されているため、その運用については関係者への意見聴取等を行い、慎重に検討する。【質問1の回答：1】
- 精神科病院から地域生活への意向という目的に対し、病院から地域生活へ直接移行することが困難な方がいったんは病院敷地内の居住施設を利用し、そこから地域生活に移行するという手段が有効であれば、制度として認める事はあり得る。ただし、敷津内の居住施設が地域生活に移行するまでの一時的な利用ではなく、永続的な利用になる恐れが強いのであれば現制度として認められている地域移行支援型ホームを継続させることは慎重になるべきと考える。【質問1の回答：1】
- 障害者の地域移行については、地域にグループホームなどの社会資源を拡充していく事が必要であると考えている。【質問1の回答：1】
- 本市では入所施設・病院からの地域移行の促進及び入所施設等との連携の推進の観点から共同生活援助に係る共同生活住居の敷地内設置を一定の基準を設けて緩和しています（条例において定めています）【質問1の回答：1】
- 昨年度開催した精神保健福祉審議会において検討を行い、当面の間は認めないという結論に至った。【質問1の回答：2】
- 今後、障害者施策推進会議の意見等から条例改定をするかどうか判断します。【質問1の回答：2】
- 今年度の条例改定について、検討中である。【質問1の回答：2】

**「病院の敷地内における指定共同生活援助事業等経過的特例（地域移行支援型ホームの特例）」
の取り扱いについての自治体別一覧（都道府県・政令市・中核市）**

自治体名 ◎は政令市	地域移行支援型ホームを位置 づける条例改定をしたか？	地域移行支援型ホームの設置 計画はあるか？	現在、地域移行型 ホームはあるか？
北海道	◎ 改定していない	—	1所（10人分）
◎ 札幌市	◎ 改定していない	—	1所（30人分）
函館市	◎ 改定していない	—	ない
旭川市			
青森県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	1所（10人分）
青森市	■ 改定した	ない	ない
岩手県	■ 改定した	ない	ない
盛岡市	■ 改定した	ない	ない
宮城県	■ 改定した	ない	ない
◎ 仙台市	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
秋田県	■ 改定した	ない	ない
秋田市	◎ 改定していない	—	ない
山形県	■ 改定した	相談をしている病院がある	1所（18人分）
福島県	■ 改定した	検討している病院があるが具 体的には未定	ない
郡山市	◎ 改定していない	—	ない
いわき市	◎ 改定していない	—	ない
茨城県	■ 改定した	ない	ない
栃木県			
宇都宮市	■ 改定した	ない	ない
群馬県	◎ 改定していない	—	ない
前橋市	■ 改定した	ない	ない
高崎市			
埼玉県	■ 改定した	回答は差し控える	1所（11人分）
◎ さいたま市	◎ 改定していない	—	ない
川越市	■ 改定した	ない	ない
越谷市			
千葉県	◎ 改定していない	—	1所（10人分）
◎ 千葉市	◎ 改定していない	—	ない
船橋市	◎ 改定していない	—	ない
柏市	◎ 改定していない	—	ない
東京都			
八王子市			
神奈川県	◎ 改定していない	—	1所（11人分）
◎ 横浜市	◎ 改定していない	—	ない
◎ 川崎市	◎ 改定していない	—	ない
◎ 相模原市	◎ 改定していない	—	ない
横須賀市	◎ 改定していない	—	ない

自治体名 ②は政令市	地域移行支援型ホームを位置 づける条例改定をしたか？	地域移行支援型ホームの設置 計画はあるか？	現在、地域移行型 ホームはあるか？
新潟県			
② 新潟市	◎ 改定していない	—	ない
富山県	■ 改定した	ない	ない
富山市	■ 改定した	ない	1所（20人分）
石川県	■ 改定した	ない	ない
金沢市	■ 改定した	ない	ない
福井県	■ 改定した	ない	ない
山梨県	■ 改定した	ない	ない
長野県	◎ 改定していない	—	ない
長野市	◎ 改定していない	—	ない
岐阜県	▲ 独自条例で設置可	ない	ない
岐阜市	■ 改定した	ない	ない
静岡県	■ 改定した	ない	1所（11人分）
② 静岡市	■ 改定した	ない	ない
② 浜松市			
愛知県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
② 名古屋市	■ 改定した（省令準拠規定）	問い合わせはあったが具体的 な協議にいたっていない	1所（7人分）
豊橋市	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
豊田市	◎ 改定していない	—	ない
岡崎市	■ 改定した	ない	ない
三重県	◎ 改定していない	—	ない
滋賀県			
大津市	◎ 改定していない		ない
京都府	■ 改定した	ない	ない
② 京都市			
大阪府	◎ 改定していない	—	ない
② 大阪市			
② 堺市			
豊中市	◎ 改定していない	—	ない
高槻市			
枚方市	◎ 改定していない	—	ない
東大阪市			
兵庫県	▲ 独自条例で設置可	ない	ない
② 神戸市			
姫路市	■ 改定した （▲ 独自条例で設置可）	ない	ない
尼崎市	◎ 改定していない	—	ない
西宮市	◎ 改定していない	—	ない
奈良県	◎ 改定していない	—	ない
奈良市	◎ 改定していない	—	ない

自治体名 ②は政令市	地域移行支援型ホームを位置 づける条例改定をしたか？	地域移行支援型ホームの設置 計画はあるか？	現在、地域移行型 ホームはあるか？
和歌山県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
和歌山市	◎ 改定していない	—	ない
鳥取県	■ 改定した	ない	ない
島根県	◎ 改定していない	—	ない
岡山県	■ 改定した	ない	1所（6人分）
② 岡山市	■ 改定した	ない	1所（20人分）
倉敷市			
広島県	■ 改定した	ない	4所（80人分）
② 広島市			
福山市	■ 改定した	ない	ない
山口県	■ 改定した	ない	ない
下関市			
徳島県	■ 改定した	ない	ない
香川県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
高松市	◎ 改定していない	—	ない
愛媛県	■ 改定した	現在協議中（1か所）	1所（6人分）
松山市	■ 改定した	ない	ない
高知県	◎ 改定していない	—	1所（10人分）
高知市	■ 改定した	ない	1所（10人分）
福岡県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	3所（35人分）
② 北九州市	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
② 福岡市	◎ 改定していない	—	1所（11人分）
久留米市	■ 改定した	ない	ない
佐賀県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
長崎県	■ 改定した	ない	ない
長崎市			
熊本県	■ 改定した	ない	ない
② 熊本市	■ 改定した	ない	ない
大分県	■ 改定した	ない	ない
大分市	■ 改定した	ない	ない
宮崎県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	ない
宮崎市			
鹿児島県	■ 改定した（省令準拠規定）	ない	1所（10人分）
鹿児島市	■ 改定した	ない	1所（10人分）
沖縄県	◎ 改定していない	—	1所（10人分）
那覇市	◎ 改定していない	—	